

医療費助成制度

マル福・神福のご案内

☎ 国保年金課 TEL0299-90-1143

マル福・神福(医療福祉費受給者証)の郵送

4月から中学生になる方は、新しい受給者証になります。
3月下旬に青色の封筒で郵送します。

送付対象者 2011年4月2日～2012年4月1日生まれ

郵送されない方

次に該当する方は窓口での交付となります。
更新通知を郵送しますので、通知に従って手続きをお願いします。

- **父母などの所得が不明な方(2022年中の所得の申告が済んでいない方)**
マル福・神福の更新手続き前に、課税課または潮来税務署で所得の申告をし、その控えを持参してください。
- **市内に住民登録がない扶養義務者(父母など)** ※2023年1月1日現在
マイナンバーによる所得照会の同意書または課税(非課税)証明書が必要です。

※受給者証に**[外来のみ有効]**と書いてある場合、入院のときは、入院用受給者証の申請が必要です
※重度心身障害でマル福・神福をお持ちのお子さんは、6月末更新です
※予算の議決状況により、内容が変更になる場合があります

健康保険証が変わったときは

保険証が変わったら届け出が必要です。
受給者証と保険証の記号・番号などが違う場合は、届け出てください。
届出先 = 国保年金課、市民生活課
持ち物 = 健康保険証、医療福祉費受給者証

高額な医療費を支払ったときは

手術などで2万円以上の支払いをした場合は、マル福・神福の払い戻し手続きの前に、ご自身が加入している健康保険組合に「高額療養費」や「付加給付金」を受けられるかどうかご確認ください。
受けられる場合は、ご自身が加入している健康保険組合から支給決定通知書を受け取り、払い戻しの手続きをお願いします。

2024年度 納税カレンダー

☎ 納税課 TEL0299-90-1122

納期限	税目など	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月30日(火)						第1期
5月31日(金)		第1期		全期		
7月1日(月)			第1期			第2期
7月31日(水)		第2期			第1期	
9月2日(月)					第2期	第3期
9月30日(月)			第2期		第3期	
10月31日(木)		第3期			第4期	第4期
12月2日(月)			第3期		第5期	
12月25日(水)		第4期			第6期	第5期
1月31日(金)			第4期		第7期	
2月28日(金)					第8期	第6期

納付場所

- **公共施設**
市役所本庁舎、波崎総合支所・防災センター
矢田部出張所、若松出張所
- **金融機関**
常陽銀行、筑波銀行、千葉銀行、水戸信用金庫、
銚子信用金庫、茨城県信用組合、銚子商工信用組合、
中央労働金庫、なめがたしおさい農業協同組合、
東日本信用漁業協同組合連合会(波崎支店のみ)
※QRコードが印字された納付書は、QRコードに対応した
全国の金融機関で納付可能です
- ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県および山梨県)
※QRコードが印字された納付書は、QRコードに対応した
全国のゆうちょ銀行で納付可能です
- 全国のコンビニエンスストア(一部を除く)

その他の納付方法

- **スマホアプリ納付**
※詳しくは市ホームページをご覧ください
 - **「地方税お支払サイト」からの納付**
eLマークの記載された納付書は「地方税お支払サイト」
から納付できます。クレジットカード納付などをご希望
の場合は「地方税お支払サイト」からお手続きください
- 前納報奨金制度** = 固定資産税には、年税額から報奨金を差し引いた額を第1期納期限までに納付する前納報奨金制度があります



簡単 確実 便利 な口座振替がおすすめ!

振替開始 = 申込日の翌月末以降の納期限から
振替日 = 各税目の納期限(納期の最終日)
申込方法 = 金融機関、ゆうちょ銀行に通帳と
届け印を持参し、口座振替依頼書を提出
※振替口座の変更や停止をする場合も手続き
が必要です
※金融機関・ゆうちょ銀行に口座振替依頼書
が備え付けていない場合は郵送します
※Web口座振替受付サービス
では、パソコンやスマホから
も申し込みが可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください



固定資産税を口座振替にしている方へ

- 固定資産の名義人の変更があった場合は、再度手続きが必要です
 - 相続人が口座振替を希望する場合は「相続人代表者及び相続共有代表者指定届」を提出後に手続きしてください
- ※内容変更により口座振替とならない場合がありますので、必ず納税通知書を確認してください